

**認定 NPO 法人たんぽぽの会 利用総則**  
**(移動支援、居宅介護、短期入所、日中タイムケア、重度訪問介護、  
自費、に共通)**

**1** 目的

この総則は認定 NPO 法人たんぽぽの会（以下、たんぽぽの会という）が行う事業を利用するために必要な基本的事項を定め、ご利用者様(以下、利用者という)の快適なご利用と安全を保ち、円滑な事業運営を図る事が目的です。

**2** 事業

1. 移動支援
2. 居宅介護
3. 短期入所
4. 日中タイムケア
5. 重度訪問介護
6. 自費

※各事業の詳細については各利用細則、重要事項説明書をご参照ください。

**3** 利用対象者

目黒区、世田谷区、渋谷区、品川区、大田区、港区、新宿区に在住で概ね 5 歳から 64 歳までの知的障害者（児）。

原則、障害福祉サービス受給者証（以下、受給者証という）の交付を受けている方を対象としています。それ以外の方はご相談ください。

**4** 保護者(利用者)の義務

保護者は利用者が健全な日常生活を営めるように配慮し、「たんぽぽの会 利用総則・細則」を遵守するように努め、サービス利用中に利用者が施設等に損害を与えた場合は保護者が責任を持つものとします。

**5** 事業所及び申し込み方法

たんぽぽの会はサービス提供地域を碑文谷事業所は【目黒区碑文谷】、池尻事業所は【世田谷区池尻】と定めており、どちらかの事業所に所属していただきます。

**【碑文谷事業所】**

住所：〒152-0031 東京都目黒区碑文谷 4-3-12 メイサウンド碑文谷 102

TEL：03-5722-1858 FAX：03-5722-8004

営業時間：平日 10:00～20:00 土日祝 10:00～18:00

※上記以外の時間帯は下記緊急用携帯にご連絡ください。

碑文谷携帯① 080-5693-8417

#### 【池尻事業所】

住所：154-0001 東京都世田谷区池尻 3-18-12 ボヌールメゾン 101

TEL：03-5787-5319 FAX：03-5787-5329

営業時間：平日 11:00～19:00 土日祝 10:00～18:00

※上記以外の時間帯は下記緊急用携帯にご連絡ください。

池尻携帯① 070-5088-9975

池尻緊急用携帯は所持者が移動中や利用者対応中の為に電話に出られない場合があります。その場合の電話を碑文谷事業所に転送し、碑文谷事業所の職員が代わって対応いたします。(転送には多少時間がかかります)

#### 【休業日】

冬季休業日 12/31、1/1、1/2、1/3、1/4、1/5

上記の期間、碑文谷・池尻ともに事業所はお休みとなります。

#### 【申し込み方法】

1. 申し込みは30分より承ります。
2. 申し込み方法は各事業の利用細則をご覧ください。

#### ⑥ 介護人連絡及び介護の可否連絡について

1. 担当介護人名の連絡は原則介護日の前日になります。
2. 介護人の確保が出来ない場合は状況が分かり次第、遅くとも介護当日5日前までにお伝えします。  
したがって、介護当日の5日前までに介護の引き受けが難しい旨の連絡がなかった場合は、お申し込みのあった介護は引き受けさせていただいたものと理解いただいて結構です。
3. 介護の可否を介護当日から5日以前でも、ご指定いただいた期日に連絡することも可能ですが、その場合は可否を確実に連絡ができない場合があります。

#### ⑦ 介護人が確保できない場合のお断りについて

介護人が確保できずにお断りすることがありますが、緊急性が高いもの、短期集中的なご利用、特別なご事情がある場合は、できるだけ優先的に手配をさせていただきますので、そうしたお申し込みについては、申込書にその旨記載頂くか、早めに電話でその旨連絡いただくようお願いします。

どうしても介護人が確保できない場合はお断りをせざるをえませんが、その際の判断基準は下記の通りで、個別に利用者にご相談させていただきます。

1. 担当することができるヘルパーが少ない方
2. 二人介護を必要とする方

3. 締め切りを過ぎてからお申込みされた方
4. 緊急性がないと推察される方

8 キャンセル料及び変更手数料について  
各利用細則をご覧ください。

9 請求書発行日と自動引き落とし日  
サービスの自己負担費、自費、キャンセル料は、請求書をご利用いただいた月の翌々月 25 日に発行し、更に翌月の月末にゆうちょ銀行口座より自動引き落としさせていただきます。  
※指定いただいた口座より、残高不足などで引き落とせない期間が 1 か月以上続いた場合、サービスの提供を停止させて頂く場合があります。

10 利用お断りについて  
原則、以下のいずれかに該当する場合はご利用できません。

1. 学校保健安全法に基づく感染症に感染している方、又は疑いのある方。(医師において感染の恐れがないと認めるまで) (例)インフルエンザ、ノロウイルス等
2. 発作が重積し、対応困難な方
3. 体調が普通ではないと考えられ、かつ介護続行する事が困難とたんぼぼの会が判断した場合
4. その他、たんぼぼの会が不適応と認めた場合

11 介護人交通費

1. 介護人がたんぼぼの会事務所からサービス提供場所への往復で公共交通機関を使う場合にかかる交通費を『介護人交通費』として実費で負担していただきます。
2. サービス提供地域外で各所属事務所を起点として交通機関を使用することが妥当とたんぼぼの会が判断した場所を介護人交通費の適用範囲とします。
3. 当日現金で直接介護人にお支払いください。
4. 金額は介護開始、終了場所により異なりますので当会が定めた金額を個別にお知らせします。
5. 自転車・バイクを利用した場合は往復で 100 円とします。

所属事務所から 1.5km 以上あり、適当な公共交通機関が利用できない場所への介護人交通費として片道一律¥200 をいただきます。

12 その他

1. 十分な注意をして介護人が介護にあたっていたにもかかわらず、利用者が病気、けが等不慮の事故が起きた場合、介護人の責任は問わないものとします。
2. 十分な注意をして介護人が介護にあたっていたにもかかわらず、介護人や第三者または器物を損傷、破損、

汚損した場合、保護者の責任とします。

3. 介護中に利用者を病気・けが等の理由で医療機関に搬送する必要が生じ、保護者に連絡がつかない場合、たんぼぼの会の判断で搬送します。
4. 悪天候、災害の発生などの理由により介護が不可能とたんぼぼの会が判断した場合、介護人の派遣を中止させて頂く場合があります。
5. ご家族が感染症にかかった場合は必ずお申し出ください。

**※太字波線アンダーラインは、今年度の変更箇所です。**

平成 30 年 4 月 1 日 改定